公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉市産業振興財団定款（以下「定款」という。）第 15 条、第 30 条及び第 38 条の規定に基づき、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）の役員（理事及び監事をいう。）及び顧問並びに評議員に支給する報酬等に関し必要な事項を定める。

（常勤役員の報酬）

第２条　常勤役員に報酬を支給する。

２　前項の報酬の月額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（常勤役員の通勤手当）

第２条の２　常勤役員に通勤手当を支給する。

２　前項の通勤手当の額は、公益財団法人千葉市産業振興財団職員給与規程（以下、次項において「給与規程」という。）第 13 条第２項に規定する通勤手当と同一の額とする。

３　前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。

（常勤役員の報酬の支給方法）

第３条　報酬の支給日は、毎月 21 日とする。その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２　特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

３　新たに常勤役員となった者又はその職を退職し、辞職し、若しくは解職された者の報酬は、その職に就任した日から又はその退職、辞職若しくは解職の日まで（当該退職が死亡による場合にあっては、その月まで）について支給する。この場合において、任期満了によって退職した者が再び就任したときは、引き続き在職するものとみなす。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

（常勤役員の期末手当）

第４条　常勤役員に期末手当を支給する。

２　期末手当は、６月１日及び 12 月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の別に応じて、次の表の支給日欄に定める日に支給する。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

3　期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 225 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　6 箇月　100 分の 100

(2)　5 箇月以上 6 箇月未満　100 分の 80

(3)　3 箇月以上 5 箇月未満　100 分の 60

(4)　3 箇月未満　100 分の 30

4　前項の期末手当基礎額は、報酬月額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。

(非常勤役員の報酬)

第 5 条　非常勤役員(国の機関又は地方公共団体の職員としての身分を有する者を除く。)に報酬を支給する。

2　前項の役員のうち、非常勤の理事の報酬は、その者が理事会に出席した場合において、その職務を行った日について支給するものとし、その日額は別表第 1 に掲げるとおりとする。

3　第 1 項の役員のうち、非常勤の監事の報酬の額は、1 事業年度につき、財団の事業活動収入及び資産の額に応じ、別表第 2 に掲げる基本報酬と往査日数に応じて支給する報酬の合計額を上限として、評議員会の決議によって定める。

(顧問の報酬)

第 6 条　顧問が定款第 38 条第 4 項に規定する職務を行ったときは、その職務を行った日について報酬を支給する。

2　前項の報酬日額は 13,000 円とする。

(役員の旅費)

第 7 条　役員が出張した場合には、その費用を弁償するため、当該役員に旅費を支給する。

2　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。

3　前項の旅費のうち、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4　前 2 項に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、公益財団法人千葉市産業振興財団職員旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例による。

(評議員の報酬)

第 8 条　評議員(国の機関又は地方公共団体の職員としての身分を有する者を除く。)が評議

員会に出席したときは、その職務を行った日について報酬を支給する。
2　前項の報酬日額は、8,000円とする。

（評議員の旅費）
第9条　評議員が出張した場合には、その費用を弁償するため、当該評議員に旅費を支給することができる。
2　第7条第2項から同条第4項までの規定は、評議員の旅費に準用する。この場合において、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第4に掲げるとおりとし、同条第3項中「別表第3」とあるのは、「別表第4」と読み替えるものとする。

（雑則）
第10条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
（施行期日）
1　この規程は、平成26年12月19日から施行し、同年12月1日から適用する。
（平成26年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）
2　平成26年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の220」とする。
（常勤役員の期末手当の内払）
3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。
（委任）
4　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則
（施行期日）
1　この規程は、平成27年12月21日から施行し、同年12月1日から適用する。
（平成27年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）
2　平成27年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の217.5」とあるのは「100分の222.5」とする。
（常勤役員の期末手当の内払）
3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。
（委任）

4　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年 12 月 9 日から施行し、同年 12 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　平成 27 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 222.5」とあるのは「100 分の 227.5」とする。

（委任）

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 29 年 12 月 25 日から施行し、同年 12 月 1 日から適用する。

（平成 29 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　平成 29 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 227.5」とあるのは「100 分の 232.5」と読み替えるものとする。

（常勤役員の期末手当の内払）

3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　附則第 2 項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 30 年 12 月 25 日から施行し、同年 12 月 1 日から適用する。

（平成 30 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　平成 30 年 12 月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 222.5」とあるのは「100 分の 232.5」と読み替えるものとする。

（常勤役員の期末手当の内払）

3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　附則第 2 項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和元年12月25日から施行し、同年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　令和元年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の227.5」と読み替えるものとする。

（常勤役員の期末手当の内払）

3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和2年12月10日から施行し、同年12月1日から適用する。

（令和2年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　令和2年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」と読み替えるものとする。

3　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和3年12月10日から施行し、同年12月1日から適用する。

（令和3年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　令和3年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の207.5」と読み替えるものとする。

3　前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和4年12月26日から施行し、同年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　令和4年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団「役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程」第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」と読み替えるものとする。

（常勤役員の期末手当の内払）

3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団「役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程」の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和5年12月26日から施行し、同年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する特例措置）

2　令和5年12月に支給する常勤役員の期末手当に関する改正後の公益財団法人千葉市産業振興財団「役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程」第4条第3項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは「100分の230」と読み替えるものとする。

（常勤役員の期末手当の内払）

3　前項の規定を適用する場合においては、改正前の公益財団法人千葉市産業振興財団「役員等の報酬、期末手当及び旅費に関する規程」の規定に基づいて支給された常勤役員の期末手当は、前項の規定による常勤役員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

4　附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

区　分	報酬月額	報酬日額
理事長	392,000円	
常務理事	379,000円	
非常勤の理事		13,000円

別表第2

事業活動収入	資　産	基本報酬	往査1日当たりの報酬
25億円以上	25億円以上	300,000円	60,000円
6億円以上 25億円未満	6億円以上 25億円未満	220,000円	
6億円未満	6億円未満	200,000円	

備考　事業活動収入に基づく区分と資産に基づく区分が異なる場合は、金額が小さい方の区分で判定する。

別表第3

区　分	車　賃 (1kmにつき)	日　当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
理事長・ 常務理事	37円	1,900円	16,500円	3,800円
上記以外の の役員		1,300円	13,300円	2,600円

別表第4

区　分	車　賃 (1kmにつき)	日　当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
評議員	37円	1,300円	13,300円	2,600円